

「次期障がい者長期計画」の考え方について

1 施策体系について

施設体系の考え方は以下のとおり。

○ 基本的視点、分野別施策の順序について

- ・ 障害者権利条約（平成 26 年 1 月批准）において、障がいは、心身の機能のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が示されている。
- ・ 障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）においても、「社会モデル」の考え方に基づく施策の実施が求められている。
- ・ 国の障害者基本計画（第 5 次）では上記を踏まえ、分野別施策の順序立てが行われている。
- ・ 以上から、国の分野別施策の順序立てに倣い、見直しを行う。

2 計画期間について

（１）計画期間

6 年間（令和 9 年度から令和 14 年度まで）

（２）計画期間の考え方

- 現長期計画の計画期間については、「福祉計画（※）」との調和を図り、一体的な進捗管理を行うために、計画期間を 6 年間としている。

※「福祉計画」の計画期間は国の基本指針において、3 年間と規定されている。

- 次期長期計画においても、現長期計画と同様の観点から、6 年の計画期間とする。

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
国の動き	障害者基本計画 (H15年～24年)				障害者基本計画(第3次) (H25年～29年)					障害者基本計画(第4次) (H30年～R4年)				障害者基本計画(第5次) (R5年～R9年)										
	重点施策実施5か年計画 (H20年～24年)																							
長期計画 (障害者基本法)	新福岡県障害者 福祉長期計画 (H16年～25年)				H26まで延長				現福岡県障害者長期計画(H27～R2)					福岡県障がい者長期計画 (R3～R8)					次期福岡県障がい者長期計画 (R9～R14)					
福祉計画 (障害者総合支援法、 児童福祉法)	福岡県障害者 福祉計画				福岡県障害者 福祉計画(第2期)				福岡県障害者 福祉計画(第3期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第4期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第5期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第6期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第7期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第8期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第9期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第10期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第11期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第12期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第13期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第14期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第15期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第16期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第17期)	・福岡県障がい者 福祉計画(第18期)

- なお、国の障害者基本計画は令和 9 年度までであるため、国の障害者基本計画に大きな見直しや、制度の大幅な変更等があれば、必要に応じ、計画期間終了前（令和 14 年度末）であっても県の計画の見直し等を行うこととす

る。

3 現長期計画策定後（令和3年度以降）の障がい福祉施策を取り巻く状況

（1）主な法律、条例の施行・改正等

現長期計画の策定以降、施行・改正された主な法律・指針、条例は次のとおり。これらを踏まえて計画策定を進めていくことになる。

① 令和3年9月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行

- ・医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念が定められ、国や地方公共団体の責務（※）を明記

※ 医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、医療的ケア児支援センターの設置等

② 令和4年2月「難聴児の早期発見・早期支援を総合的に推進するための基本方針」

- ・各都道府県が策定する難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針を国が基本方針として策定

③ 令和4年5月「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行

- ・障がいのある人による情報の取得利用、意思疎通にかかる施策を総合的に推進するため、国や地方公共団体の責務として、意思疎通支援者の確保養成など基本的な施策を講じることを規定

④ 令和5年4月「福岡県手話言語条例」の施行

- ・手話が言語であるという認識の下、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、県の責務や市町村、県民、事業者の役割を明記

⑤ 令和6年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の施行

- ・障がいのある人の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援、障がい者雇用の質の向上の推進
- ・精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

⑥ 令和6年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行」の施行

- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の義務化、国及び地方公共団体の連携協力の責務を追加

⑦令和 7 年 6 月「手話に関する施策の推進に関する法律」の施行

- ・国や地方公共団体の責務として、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるための環境整備、手話文化の保存・承継・発展、国民の理解と関心の醸成などを規定

⑧令和 8 年 4 月「高次脳機能障害者支援法」の施行

- ・高次脳機能障がいのある人が自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で、切れ目なく受けられるよう、国、地方公共団体等の責務を明記し、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障がい者支援センターの指定等について規定

⑨令和 8 年 7 月「医療的ケア児等および重症心身障害者支援法」の成立

- ・18 歳以上の医療的ケア者、重症心身障がい児（者）を支援対象に加え、新たに切れ目ない医療の提供、地域生活の支援、地域格差の是正などの対策措置を講じることを規定

(2) 令和 5 年 3 月 「障害者基本計画（第 5 次）」の策定【内閣府】

※長期計画を策定するにあたり指針となるもの

《計画の概要》

基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

第 4 次計画からの変更点

- ・「福祉的就労の底上げ」から「一般就労が困難な障がい者に対する支援」に項目が変更され、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、工賃・就労の質の向上の取組の推進が求められている。

各分野における基本的な方向

資料 6 のとおり

計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度までの 5 年間